

伊東市

新型コロナウイルスワクチン

接種実施計画

令和3年3月26日

伊東市（初版）

※ 本資料は、現時点の計画内容であり、今後、国のガイドラインや通知、事業の検討・調整状況により内容を見直す場合があります。

新型コロナワクチン予防接種実施計画

目次

第1	概要	1
第2	対象者	1
1	対象者の範囲	1
2	接種順位	3
3	接種対象者数の試算	3
4	対象者への連絡等	4
第3	接種体制の構築等	4
1	基本的な考え方	4
2	接種実施期間	4
3	実務体制の確保	4
4	接種体制の確保	4
5	接種会場	5
6	接種予約	5
7	接種を実施する段階における注意	5
(1)	接種不相当者及び予防接種注意者	5
(2)	対象者の本人確認	5
(3)	副反応等に関する説明及び同意	6
(4)	16歳未満の予防接種等	6
8	ワクチンの確保	6
(1)	新型コロナワクチンの確保と割り当て	6
(2)	新型コロナワクチンの各社情報	7
9	市民への情報提供、相談受付	8
10	予防接種法に基づく健康被害救済	9
11	接種に係る情報管理	9
12	その他	9
参考資料		
	ワクチン接種週間スケジュール（集団接種）	10
	ワクチン接種の想定時期	11
	ワクチン接種会場（健康福祉センター）イメージ図	12

新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画

第1 概要

新型コロナウイルス感染症に対して、感染拡大を防止し、本市の住民基本台帳に記録されている市民（以下「市民」という。）の生命及び健康を守るためその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていくことが求められている。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、現在、国の主導的役割、静岡県内の広域的視点による市町への支援的役割、住民に身近な市の役割とそれぞれの立場・役割に応じた視点から、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

今後、有効で安全なワクチンが開発され、必要なワクチンを確保できた際に、当該感染症のまん延防止のため、国、県、本市が協力し、伊東市医師会、伊東市民病院、市内医療機関等医療関係団体の支援を受けながら、円滑な接種を実施していくことができるよう、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下「予防接種の手引き」という。）など国が示すガイドライン等を踏まえ、住民接種の実施計画における対象者、接種順位、接種体制の構築等について示すものとする。

なお、本計画は予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、本市における新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種とする。また、国の状況等に合わせ必要に応じて見直しをするものとする。

第2 対象者

1 対象者の範囲

- (1) 新型コロナワクチンの接種は、厚生労働大臣が接種の指示を行う際に対象者を指定することになる。この対象者については、原則、住民票所在地において接種を受けることとし、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象とする。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。
- (3) 新型コロナワクチンの接種日に、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施できるものとする。
 - ① やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種

ア 新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合について、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する。

他方、住民票所在地以外における接種（以下「住所地外接種」という。）を受けることを無制限に認めた場合、接種対象者の人数が算定できないことから効率的に接種を行うための体制の構築に支障がある。

このため住所地外接種を受ける者は、原則接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うこととする。

イ やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受ける者
やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者（以下「住所地外接種者」という。）は以下のとおり

- ・ 出産のため里帰りしている妊産婦
- ・ 単身赴任者
- ・ 遠隔地へ下宿している学生
- ・ DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者
- ・ 入院、入所者
- ・ 基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
- ・ 災害による被害にあった者
- ・ 拘留又は留置されている者、受刑者
- ・ その他市長がやむを得ない事情があると認める者

㊦ 申請方法

住所地外接種を希望する者は、原則接種を行う市町村に事前に届出を行うこととする。具体的な申請方法は以下のとおり。

- ・ 郵送申請
- ・ 窓口申請
- ・ WEB申請

㊧ 申請受付期間

住所地外接種の申請受付期間は、住所地外接種者が接種を受けることができる期間とする。

㊨ 届出済証を交付しないことができる場合

- ・ 住所地外接種届の記載内容に不備があった場合

- ・接種体制の維持、構築が困難になる場合 等
- ① 届出を省略することができる場合
 - ・入院、入所者
 - ・基礎疾患を持つ者が主治医の下で接種する場合
 - ・災害による被害にあった者
 - ・拘留又は留置されている者、受刑者 等

2 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあるため、予防接種の手引きに示す接種順位と接種の時期に応じて接種を行う。

市が接種体制を調整する対象者は、高齢者以下の順位の者とする。

- 1 医療従事者等
- 2 高齢者（令和3年度中に65歳以上に達する者）
- 3 基礎疾患を有する者
- 4 高齢者施設等の従事者
- 5 上記以外の者（ワクチンの供給量・時期等によっては、年齢により接種時期を細分化することもある。）

3 接種対象者数の試算

接種対象者の試算は下記表のとおりとする。

（市民のうち16歳以上の者【健康管理システム抽出データ（R3.1.1現在）】）

順位	総人口	概 数	68,000人
1	医療従事者等	総人口の3%	2,000人
2	高齢者	65歳以上の者	30,000人
3	基礎疾患を有する者	総人口の6.3%	4,000人
4	高齢者施設等従事者	総人口の1.5%	1,000人
5	上記以外の者	31,000人	25,000人
	（16歳未満の者）	（▲6,000人）	

※上記の他、一定の理由及びやむを得ない事情があると市長が認める者の要件を満たす場合、本市の住民基本台帳に記録されていない者が接種することもできる。

4 対象者への連絡等

接種順位に従い、次の2段階に分けて接種に係わる通知（接種券、予診票等）を送付する。

予診票については、国が示す様式を使用し、予診票を事前に配布するとともに、接種場所等（集合接種会場や個別接種できる医療機関、市役所庁舎等）に配置する。

1 高齢者（65歳以上）

2 高齢者以外の者

ただし、新型コロナワクチンの供給量に応じて、さらに細分化する可能性がある。

第3 接種体制の構築等

1 基本的な考え方

市民の新型コロナワクチン接種に対する意識が高いことを踏まえ、本市は伊東市医師会、伊東市民病院、市内医療機関等と連携を図るとともに、円滑なワクチン接種体制を構築し、実施するため、全庁的な体制を整え市民の安全・安心に資する。

2 接種実施期間

予防接種の手引きに示す期間とする。

ただし、国からのワクチン供給量に応じて期間が変動することもある。

3 実務体制の確保

接種までの準備に当たっては、平時の予防接種業務等の事務量を大幅に上回ることが見込まれ、担当部門を越えた全庁的な応援体制で円滑に実施できるよう人員を配置する。

なお、相談業務を行うコールセンター内の一部看護職や予約受付業務、接種会場の交通整理業務、受診券発行システムの改修及び印刷業務等、外部委託できる業務は積極的に行い、業務負担の軽減についても図っていく。

4 接種体制の確保

新型コロナワクチン接種に当たっては、伊東市医師会、伊東市民病院、伊東熱海薬剤師会、看護師等の有資格者の協力と、さらには、外部医療法人等の委託も含めて実施する。

なお、市内特別養護老人ホーム等高齢者施設入所者や障害者施設入所者はもとより、在宅の要介護者等が新型コロナワクチンの接種を希望する場合は、国県からのワクチン供給量に鑑み、別途個別に接種体制を検討するものとする。

5 接種会場

本市における接種方式は、新型コロナワクチンの供給量に応じて、集団接種（巡回型集団接種含む）と個別接種の二方式とする。

(1) 集団接種会場

集団接種会場とは、個別医療機関以外の会場で集団接種を行うために設置する会場とし、伊東市医師会、伊東市民病院等と連携し、公共施設等を活用する。

集団接種は、本市が実施主体とし、運営の一部を伊東市医師会に委託するものとする。

- 主会場
- ・伊東市健康福祉センター
 - ・八幡野コミュニティセンター
- 巡回型会場
- ・宇佐美、小室地区の公共施設等

(2) 個別接種医療機関

個別接種医療機関とは、市内医療機関のうち、集合契約に参加し、接種医となっている医療機関とする。

個別医療機関での接種に必要な備品・消耗品類は、各医療機関が準備するものとする。

6 接種予約

集団接種における予約は、「コロナワクチン予約センター」及びウエブサイト等で受け付ける。また、市民からの問い合わせや相談等は、「新型コロナワクチン接種専用コールセンター」で対応するとともに、同一システムを活用し予約状況確認等にも応じる。

※ 受付の際には、新型コロナワクチンの特性に応じ、無駄なく接種できるよう会場や接種人数の調整を行うものとする。

7 接種を実施する段階における注意

(1) 接種不適合者及び予防接種要注意者

医師による予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わない。

また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

(2) 対象者の本人確認

接種実施医療機関等は、受付時に対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認する。

また、対象者の住所を管轄する市町村と接種実施医療機関等の所在が異なる場合は、

原則として、住民票所在地の市町村から接種券の発行を受ける必要があること及び住民票所在地の接種実施医療機関等で接種を受ける必要があることを対象者に説明する。

(3) 副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について新型コロナワクチンの接種対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

(4) 16歳未満の予防接種等

ア 16歳未満の予防接種

新型コロナワクチンの接種対象となる年齢については、各製剤の承認内容等により異なる可能性があることから、最新の情報に留意するとともに、接種に当たっては接種が対象年齢に含まれているか十分確認する。

接種対象となった16歳未満に予防接種を実施する場合、医療機関における新型コロナワクチンの接種について、原則、保護者の同伴が必要であること。ただし、予め、接種することについて、保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できた者については、保護者の同伴を要しないものとする。

イ 意思確認が困難な者に対する予防接種

意思確認が困難な場合であっても、家族や、介護保険施設等に入所している場合は嘱託医等の協力を得ながら本人の意思確認をし、接種についての同意を確認できた場合に接種を行うこと。

8 ワクチンの確保

(1) 新型コロナワクチンの確保と割り当て

市は、静岡県から割り当てられた新型コロナワクチンを個別接種する医療機関等と、集団接種を実施する会場に割り当てる。また、冷凍ワクチンを移送する際は、専用保冷バック等を使用し、市の責任において移送計画をもとに配送する。

(2) 新型コロナワクチンの各社情報

新型コロナウイルスワクチンの特性（現時点での想定）

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田/モデルナ社
接種回数	2回（21日間隔）	2回（28日間隔）	2回（28日間隔）
保管温度	-90℃～-60℃	2～8℃	-20℃±5℃
バイアル開封後の保存条件 （温度保存可能な機関）	（冷蔵庫で解凍する場合は解凍及び希釈を5日以内に行う） （室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う） 希釈後、室温で6時間	（一度針をさしたもので以降） 室温で6時間 2～8℃で48時間 希釈不要	（一度針をさしたもので以降） 2～25℃で6時間（解凍後の再凍結は不可） 希釈不要
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関ではドライアイス又は超低温冷凍庫で保管 ※医療機関でのドライアイス保管は10日程度が限度 ※最大5日間、追加で冷蔵保管可能（2～5℃） →10日で975回の接種が必要 ※最大5日間追加での冷蔵保管可（2～8℃） ・-25～-15℃に移し、-25～-15℃で最長14日間保存することができる。なお、1回に限り、再度-90～-60℃に戻し保存することができる。いずれの場合も有効期間内に使用する。 ・医療従事者向け優先接種の希釈用の針・シリンジについては、国から配布する。高齢者向け優先接種の希釈用針・シリンジについては検討中 		<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関では、冷蔵庫で保管 （-20℃±5℃）

新型コロナウイルスワクチンの接種運営の留意事項（現時点での想定）

	ファイザー社	アストラゼネカ社	武田/モデルナ社
1バイアルの単位	一般的な針シリンジを用いると5回分/バイアル ※医療従事者向け優先接種の4月12日・19日の週に配送する第1回接種分以降では6回接種可能な針・シリンジを配布予定	10回分/バイアル	10回分/バイアル
最小流通単位 （一度に接種会場に配送される最小の数量）	195バイアル 一般的な針シリンジを用いると975接種分。特殊な針を用いると1,170接種分	10バイアル（100回接種分） ※供給当初300万バイアル分 2バイアル（20回接種分） ※残り900万バイアル分	10バイアル （100回接種分）

- ※ 第2回目の接種ワクチンは、第1回目に接種したワクチンと同一のワクチンを使用する。
- ※ 接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷凍庫、冷蔵庫等を使用する方法によること。

9 市民への情報提供、相談受付

市では、市民に対し新型コロナワクチン接種に関する接種対象、接種期間、接種会場、予約方法等の情報を市ホームページや、広報誌、さらには新聞等の報道機関を通じて積極的に提供するとともに、市民からの接種券や会場等の一般的な問い合わせ等に対する相談窓口を設置する。

ただし、コロナワクチン施策の在り方、医学的知見を要する専門的な副反応等の相談については、国、県が役割に応じて担うこととしていることから、連携して対応する。

★**伊東市新型コロナワクチン接種専用コールセンター**（接種券・会場等相談等）

電話番号：0557-29-6567

受付時間：9時00分～16時00分（平日のみ 土日祝祭日除く）

★**伊東市コロナワクチン予約センター**（接種予約）

電話番号：050-5210-8732

受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ 土日祝祭日除く）

※アドレス：（予約システム稼働時に予約システムアドレスを公開する）

●**新型コロナワクチンに係る厚生労働省電話相談窓口**（コロナウイルスに関する相談）

電話番号：0120-56-5653

受付時間：9時00分～21時00分（毎日、土日・祝日含む）

●**静岡県新型コロナウイルスワクチン接種副反応相談窓口**（副反応等の相談）

電話番号：050-5445-2369

受付時間：9時00分～17時00分（毎日、土日祝日含む）

●**静岡県発熱等受診相談センター**（発熱等があり、かかりつけ医がない場合）

電話番号：050-5371-0561

受付時間：24時間（毎日・土日祝日含む）

○**ファイザー新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル**

（具体的なワクチン成分や取り扱い方法等）

電話番号：0120-146-744

受付時間：9時00分～20時00分（平日、土曜日）

10 予防接種法に基づく健康被害の救済制度

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとしている。

新型コロナワクチンの接種は、予防接種法附則第7条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項の予防接種として行われるものであることから、同法第15条の規定に基づき、市長は新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認められた者について救済給付を行う。

救済給付に係る費用は、同法附則第7条第3項の規定により、国が負担する。

11 接種に係る情報管理

市は、市民が新型コロナワクチンの接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき、予防接種台帳を作成し、予防接種法施行令第6条の2や文書管理規定等に従い、5年間は適正に管理・保存する。

また、医療機関等においては、対象者の診療録とともに接種券が貼付された予診票の控えを保管するものとする。その取扱いについては、診療録に準ずるものとし、原則として5年間保存すること。

12 その他

- (1) 本計画に定めのないものについては、国の予防接種の手引き、ガイドライン、通知等に準ずるものとし、また、予防接種の手引きなど国が示すガイドライン等の改正等があった場合、見直しを行うものとする。
- (2) 新型コロナワクチンの接種を希望する市民に対し、きめ細やかに、かつ、丁寧な接種体制を構築するためには、多くの医療関係者等の協力を支えられている。

こうした背景から、国際的情勢や国県の動向に対し注視するとともに、新たな情報について、伊東市医師会を始めとした医療関係機関等と共有し、随時協議を行い、決定するものとする。